令和６年９月

中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成の申請案内

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児の方に、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援します。

対象児童

次のいずれにも該当する児童

（1）区内在住の１８歳未満の児童

（2）両耳の聴力レベルが概ね３０ｄＢ以上であり、身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではないこと

（3）補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断する者

基準額（上限額）

種類		１台あたりの基準額
補聴器	補聴器	144,900 円
補聴システム（ＦＭ型・デジタル方式）	ワイヤレスマイク	135,400 円
	受信機	97,300 円
	オーディオシュー	5,250 円

＊支給が可能な補聴器の種類は定めがあります。

＊原則として装用効果が高い片耳への支給となります。

＊修理費、付属品に係る費用は助成対象外です。

助成額

世帯区分	助成額
生活保護世帯	基準額と補聴器の購入費用を比較して少ない方の額の１０割
住民税非課税世帯	基準額と補聴器の購入費用を比較して少ない方の額の１０割
住民税課税世帯	基準額と補聴器の購入費用を比較して少ない方の額の９割

・所得判定をする世帯範囲は、対象児童の属する世帯員全員です。

・基準額（上限額）を超える場合、差額は自己負担となります。

申請に必要な書類

（１）中等度難聴児発達支援事業　補聴器購入費助成申請書
（２）中等度難聴児発達支援事業　補聴器購入費助成金交付意見書
（３）見積書（協定業者が作成したもの）
（４）保護者の本人確認書類
＊課税基準日に江戸川区に住民登録がない場合、課税証明書の取得をお願いする場合があります。

申請関係書類のダウンロード

QR コードより「申請関係書類のダウンロード」が可能です。

手続きの流れ

1 相談	主治医（身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づく指定医など）に支給要件に該当するか確認をしてください。 要件に該当する場合、「申請書類をホームページからダウンロードする」「担当部署に書類の郵送請求をする」「申請窓口で受け取る」のいずれかで申請書類を取得してください。
2 申請	「申請に必要な書類」を用意し、「担当部署あてに郵送で提出」「申請窓口に持参し申請」「ぴったりサービスを利用した電子申請」のいずれかで申請してください。
3 決定	書類の提出後、審査をいたします。 要件に該当し、給付が可能な場合、交付券を発行し、ご自宅に郵送します。
4 納品	補聴器を購入業者から受け取ってください。 自己負担額は業者にお支払いください。

注意事項

（１）補聴器購入前の事前申請が必要です。
（２）身体障害者手帳（聴覚障害）に該当する方は「補装具費支給制度」を利用してください。
（３）再度支給を希望する場合、前回の支給から５年以上経過していることを確認してください。

申請窓口・お問い合わせ先
江戸川区役所　南棟庁舎　２階１番窓口　福祉部障害者福祉課　障害相談係
〒132-8501　江戸川区中央１－４－１　TEL　03（５６６２）００５２
（受付時間）午前 ８時 30 分 ～ 午後 ５時　（閉庁日）土・日曜日・祝休日・年末年始